

平成30年第4回

瑞浪市議会定例会議案資料

平成30年11月27日

目 次

議第 6 8 号	瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 6 9 号	瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議第 7 0 号	瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議第 7 1 号	瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議第 7 2 号	瑞浪市畜産手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議第 7 3 号	瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議第 7 4 号	瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 0
議第 7 5 号	瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議第 7 7 号	土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約の変更について……………	1 2
議第 7 8 号	土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更について……………	1 3
議第 7 9 号	市道路線の認定について……………	1 4
議第 8 0 号	市道路線の認定について……………	1 5
議第 8 1 号	市道路線の認定について……………	1 6
議第 8 7 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	1 7
議第 8 8 号	平成 3 0 年度瑞浪市一般会計補正予算 (第 6 号)	} 別冊
議第 8 9 号	平成 3 0 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
議第 9 0 号	平成 3 0 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	

議第91号 平成30年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第1号）
議第92号 平成30年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第1号）

} 別冊

議第68号 瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正により、瑞浪市の議会の議員の選挙において有権者が候補者の氏名、経歴、政見、写真等について知る機会の拡充を図るためのビラの頒布が可能となることに関し、必要な事項を定め、併せて選挙運動における公費負担に係る条例の整理を行う。

【改正内容】

選挙運動用ビラの公費負担に関する規定を追加し、及び瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に係る条例を統合するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年3月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p style="text-align: center;">瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、<u>第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（選挙運動の公費負担）</p> <p>第2条 瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又は<u>ビラ若しくはポスター</u>を作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により瑞浪市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>ビラを作成する場合 候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）</u></p> <p>（3） <u>ポスターを作成する場合 候補者1人について、第6条に規定する単価の限度額にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗</u></p>	<p style="text-align: center;">瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項<u>及び第143条第15項の規定に基づき、瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用</u><u>及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車の使用及びポスターの作成の公営）</p> <p>第2条 瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又は<u>ポスター</u>を作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により瑞浪市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>ポスターを作成する場合 候補者1人について、第5条に規定する単価の限度額にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗</u></p>

じて得た金額
(契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める契約を締結し、瑞浪市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約

(3) ポスターを作成する場合 ポスターの作成を業とする者との間におけるポスターの作成に関する有償契約

第4条 (略)

(ビラの作成の公費の支払)

第5条 瑞浪市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が第3条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。)を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(ポスターの作成の公費の支払)

第6条 瑞浪市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が第3条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

じて得た金額
(契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める契約を締結し、瑞浪市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) ポスターを作成する場合 ポスターの作成を業とする者との間におけるポスターの作成に関する有償契約

第4条 (略)

(ポスターの作成の公費の支払)

第5条 瑞浪市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が第3条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

<p>を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。</p>	<p>を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。</p>
---	---

議第69号 瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、同省令を参酌し、放課後児童支援員の資格要件について、専門職大学の前期課程修了者を追加する。

【改正内容】

放課後児童支援員の資格要件について、専門職大学の前期課程修了者を追加するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第9条（略） （職員）	第1条～第9条（略） （職員）
第10条（略）	第10条（略）
2（略）	2（略）
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（4）（略） （5）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（4）（略） （5）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（6）～（10）（略）	（6）～（10）（略）
4～5（略）	4～5（略）
第11条～第22条（略）	第11条～第22条（略）

議第70号 瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生労働省令第35号）の一部改正に伴い、同省令を参酌し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条第3項に規定する技術管理者の資格要件について、専門職大学の前期課程修了者を追加する。

【改正内容】

技術管理者の資格要件について、専門職大学の前期課程修了者を追加し、及び文言を整理するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条（略） （廃棄物減量等推進審議会）</p> <p>第1条の2（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 委員は、住民、<u>学識経験者</u>、事業者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>5～6（略）</p> <p>第2条（略） （技術管理者の資格）</p> <p>第2条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）<u>学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（7）<u>学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（<u>同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（8）～（11）（略）</p> <p>第3条～第14条（略）</p>	<p>第1条（略） （廃棄物減量等推進審議会）</p> <p>第1条の2（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 委員は、住民、<u>知識経験者</u>、事業者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>5～6（略）</p> <p>第2条（略） （技術管理者の資格）</p> <p>第2条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）<u>学校教育法に基づく短期大学</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した_____後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（7）<u>学校教育法に基づく短期大学</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した_____後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（8）～（11）（略）</p> <p>第3条～第14条（略）</p>

議第71号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

ため池等の農業用排水施設の耐震化について、土地改良法(昭和24年法律第195号)の改正により、急施の場合は農業者の申請によらず国又は地方公共団体が事業を実施できることとなり、この場合に岐阜県は県営土地改良事業の実施にあたり地元からの分担金を徴収しないこととしたため、本市も同事業に関し分担金を徴収しないこととする。

【改正内容】

県営土地改良事業中、ため池改修事業のうち耐震対策に係る分担率の規定を削除し、農地防災事業の区分において法第87条の4に係る事業を分担金徴収の対象外とするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

【新旧対照表】

新					旧						
本則 (略)					本則 (略)						
別表 (第3条関係)					別表 (第3条関係)						
		事業区分		分担率			事業区分		分担率		
土地改良事業	県営土地改良事業	(略)	(略)	(略)	県営土地改良事業	(略)	(略)	(略)			
		農道整備事業	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	100分の6.7以内		農道整備事業	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	100分の6.7以内			
	農地防災事業(法第87条の4に係るものを除く。)	ため池等整備事業(大規模)	100分の4	農地防災事業(法第87条の4に係るものを除く。)	ため池等整備事業(大規模)	100分の4	農地防災事業(法第87条の4に係るものを除く。)	ため池等整備事業(大規模)	100分の4		
	ため池等整備事業(小規模)	100分の5		ため池等整備事業(小規模)	100分の5		ため池等整備事業(小規模)	100分の5			
	中山間地域総合整備事業	100分の5		中山間地域総合整備事業	100分の5		中山間地域総合整備事業	100分の5			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			

議第72号 瑞浪市畜産手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）の改正により、本条例で家畜診療にかかる手数料の算定根拠としていた旧告示が廃止され、新たに「農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件」（平成30年10月1日農林水産省告示第2154号）が告示されたことに伴い、同手数料の算定根拠を改め、併せて家畜人工授精等これまで畜産農家等により行われていた技術等を市家畜診療所でも行えるよう、同技術等にかかる手数料を新たに追加する。

【改正内容】

家畜診療にかかる手数料の算定根拠を改正し、及び家畜人工授精等にかかる手数料を追加するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年1月1日とする。

【新旧対照表】

新		旧
第1条 (略) (手数料の額)		第1条 (略) (手数料)
第2条 手数料の額は、次の表のとおりとする。		第2条 手数料の額は、農業災害補償法施行規則
区分	金額	(昭和22年農林省令第95号) 第33条第1項及び
家畜人工授精	1回につき 3,000 円	第34条の2 第1項の規定に基づく昭和30年10月
家畜受精卵移植	1回につき 5,000 円	1日農林省告示第778号により農林大臣が定め
簡易観血去勢	1頭につき 7,000 円	る家畜共済診療点数表適用細則に基づくものと
妊娠鑑定	1頭につき 1,000 円	する。
診療	農業保険法施行規則第 117 条第 1 項及び第 166 条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件(平成 30 年 10 月 1 日農林水産省告示第 2154 号) により算定したB種の合計点に 10 円を乗じた額。ただし、家畜共済診療点数表の付表である薬価基準表に記載されていない医薬品を使用するときは、実費に相当する額を徴収する。	2 受精卵移植技術手数料は、1回につき5,000円とする。
第3条 (略)		第3条 (略)

議第73号 瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正による水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正に伴い、同政令を参酌し、水道法（昭和32年法律第177号）第12条第2項に規定する布設工事監督者及び同法第19条第3項に規定する水道技術管理者の資格要件について、専門職大学の前期課程修了者を追加する。

【改正内容】

布設工事監督者並びに水道技術管理者の資格要件について、専門職大学の前期課程修了者を追加し、及び文言を整理するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わなければならない水道の布設工事及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）の資格並びに水道技術管理者の資格について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき布設工事監督者（同項の業務を行う者をいう。以下同じ。）を配置する水道の布設工事を、同条第2項の規定に基づき布設工事監督者の資格を定めるとともに、法第19条第3項の規定に基づき水道技術管理者の資格を定めるものとする。</p>
<p>第2条 (略) (布設工事監督者の資格)</p>	<p>第2条 (略) (布設工事監督者の資格)</p>
<p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)～(8) (略) (水道技術管理者の資格)</p>	<p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) 学校教育法による短期大学_____若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)～(8) (略) (水道技術管理者の資格)</p>
<p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に</p>	<p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定す</p>

<p>規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>る学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(5) ~ (6) (略)</p>	<p>(5) ~ (6) (略)</p>

議第74号 瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪市が設置する公民館及び瑞浪北部多目的研修集会施設の休館日について、利用者の利便性向上に資するための変更を行う。

【改正内容】

瑞浪市が設置する公民館及び瑞浪北部多目的研修集会施設の休館日を、月曜日及び12月28日から翌年1月4日までに変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条）</p> <p>第1条～第4条（略） （休館日）</p> <p>第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。 （1） 月曜日 _____ _____ _____</p> <p>（2） 12月28日から翌年1月4日まで</p> <p>第6条～第20条（略） 別表（略） 備考 1～8（略） 9 この表において「土、日、休日」とは、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。）とし、「平日」とは、それ以外の日とする。</p> <p>○瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条）</p> <p>第1条～第3条（略） （休館日）</p> <p>第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。 （1） 月曜日 _____ _____ _____</p> <p>（2） 12月28日から翌年1月4日まで</p> <p>第5条～第18条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （休館日）</p> <p>第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。 （1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、火曜日及び水曜日とする。） （2） 休日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、火曜日とする。） （3） 12月28日から翌年1月4日まで</p> <p>第6条～第20条（略） 別表（略） 備考 1～8（略） 9 この表において「土、日、休日」とは、土曜日、日曜日及び休日 _____ _____とし、「平日」とは、それ以外の日とする。</p> <p>第1条～第3条（略） （休館日）</p> <p>第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。 （1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、火曜日及び水曜日とする。） （2） 休日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、火曜日とする。） （3） 12月28日から翌年1月4日まで</p> <p>第5条～第18条（略）</p>

議第75号 瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

市民体育館及び日吉スポーツ施設の休館日について、利用者の利便性向上に資するための変更を行う。

【改正内容】

市民体育館及び日吉スポーツ施設の休館日について、月曜日が休日の場合はその週の火曜日のみ休館日とし、休日の翌日が土曜日、日曜日又は休日の場合はその日を休館日としないこととするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、平成31年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条）</p> <p>第1条～第3条（略） （休館日）</p> <p>第4条 体育館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、<u>火曜日とする。</u>）</p> <p>（2） 休日の翌日（その日が土曜日、<u>日曜日又は休日</u>に当たるときを除く。）</p> <p>（3） （略）</p> <p>第5条～第19条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （休館日）</p> <p>第4条 体育館の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、<u>火曜日及び水曜日とする。</u>）</p> <p>（2） 休日の翌日（その日が土曜日<u>又は日曜日</u>に当たるときは、<u>火曜日とする。</u>）</p> <p>（3） （略）</p> <p>第5条～第19条（略）</p>
<p>○瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条）</p> <p>第1条～第3条（略） （休館日）</p> <p>第4条 スポーツ施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、<u>火曜日とする。</u>）</p> <p>（2） 休日の翌日（その日が土曜日、<u>日曜日又は休日</u>に当たるときを除く。）</p> <p>（3） （略）</p> <p>第5条～第19条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （休館日）</p> <p>第4条 スポーツ施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、<u>火曜日及び水曜日とする。</u>）</p> <p>（2） 休日の翌日（その日が土曜日<u>又は日曜日</u>に当たるときは、<u>火曜日とする。</u>）</p> <p>（3） （略）</p> <p>第5条～第19条（略）</p>

議第77号 土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約の変更について

【制定趣旨】

土岐市役所新庁舎建設に伴い、土岐市・瑞浪市介護認定審査会の執務場所を土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐から土岐市役所へ移転するため、規約を変更する。

【改正内容】

土岐市・瑞浪市介護認定審査会の執務場所を土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐内から土岐市役所内とするための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、平成31年3月18日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第3条 (略) (審査会の執務場所)	第1条～第3条 (略) (審査会の執務場所)
第4条 審査会の執務場所は、 <u>土岐市土岐津町土岐口2,101番地土岐市役所内</u> とする。	第4条 審査会の執務場所は、 <u>土岐市土岐津町高山4番地土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐内</u> とする。
第5条～第13条 (略)	第5条～第13条 (略)

議第78号 土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会共同設置規約の変更について

【制定趣旨】

土岐市役所新庁舎建設に伴い、土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会の執務場所を土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐から土岐市役所へ移転するため、規約を変更する。

【改正内容】

土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会の執務場所を土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐内から土岐市役所内とするための所要の改正

【施行日】

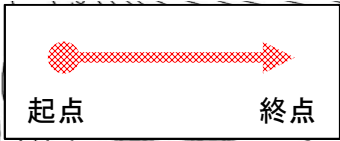
本規約の施行日は、平成31年3月18日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第3条 (略) (審査会の執務場所)	第1条～第3条 (略) (審査会の執務場所)
第4条 審査会の執務場所は、 <u>土岐市土岐津町土岐口2,101番地土岐市役所内</u> _____とする。	第4条 審査会の執務場所は、 <u>土岐市土岐津町高山4番地土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐内</u> とする。
第5条～第13条 (略)	第5条～第13条 (略)

議第79号 市道路線の認定について

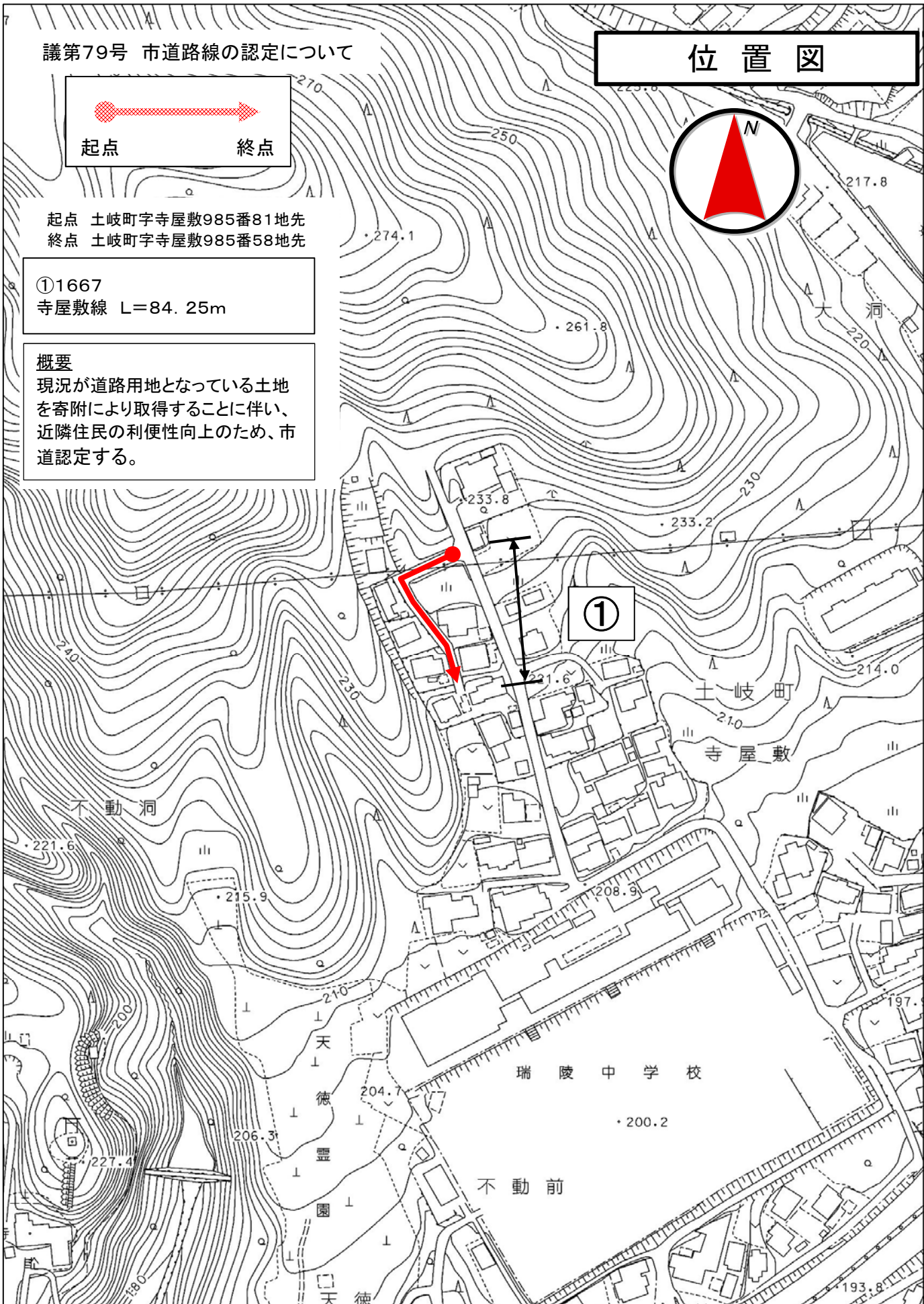
位置図



起点 土岐町字寺屋敷985番81地先
終点 土岐町字寺屋敷985番58地先

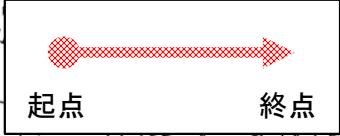
①1667
寺屋敷線 L=84.25m

概要
現況が道路用地となっている土地を寄附により取得することに伴い、近隣住民の利便性向上のため、市道認定する。



議第80号 市道路線の認定について

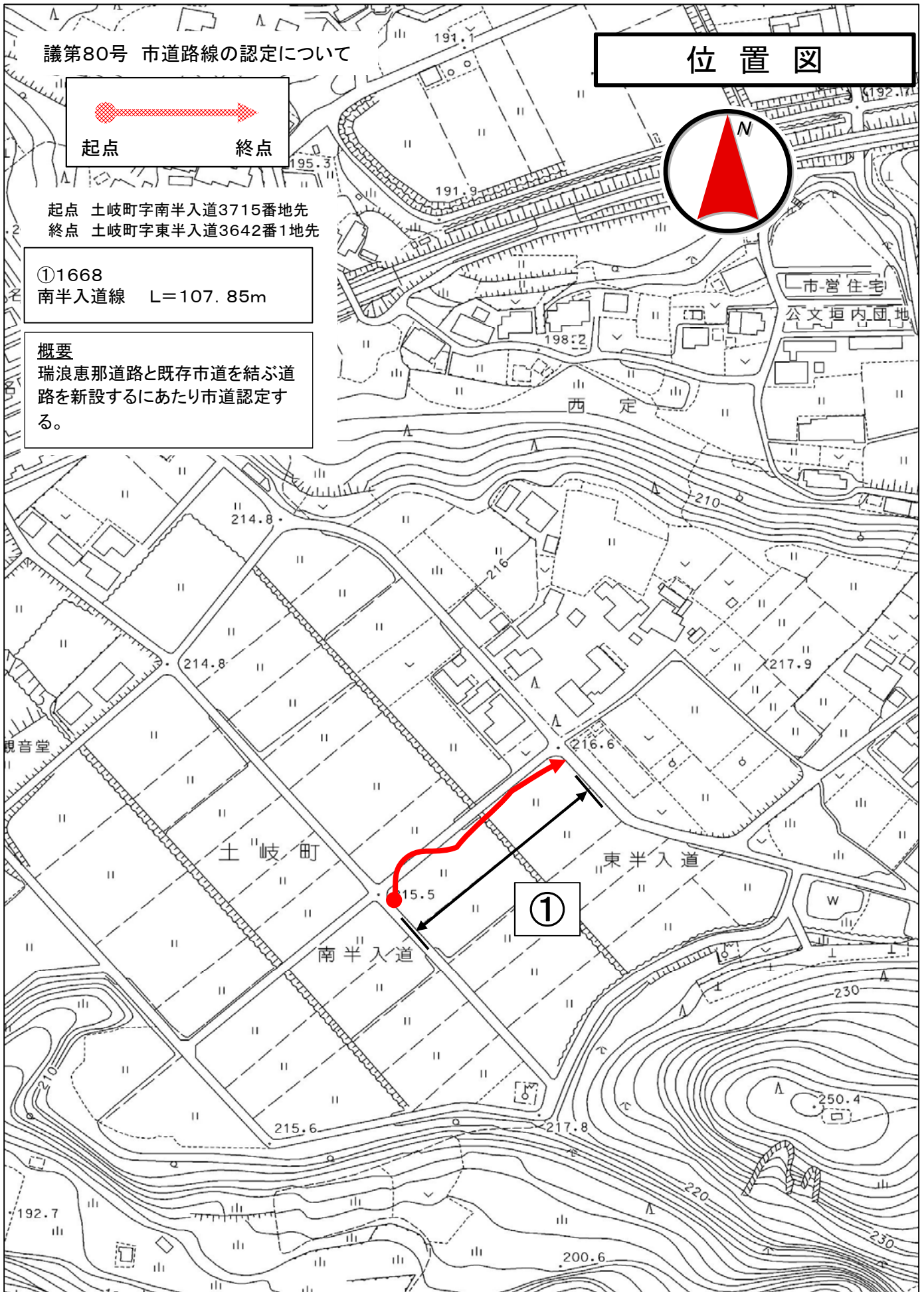
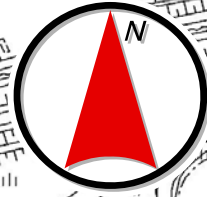
位置図



起点 土岐町字南半入道3715番地先
終点 土岐町字東半入道3642番1地先

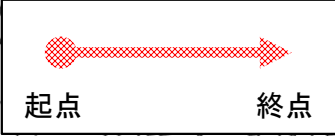
①1668
南半入道線 L=107.85m

概要
瑞浪恵那道路と既存市道を結ぶ道路を新設するにあたり市道認定する。



議第81号 市道路線の認定について

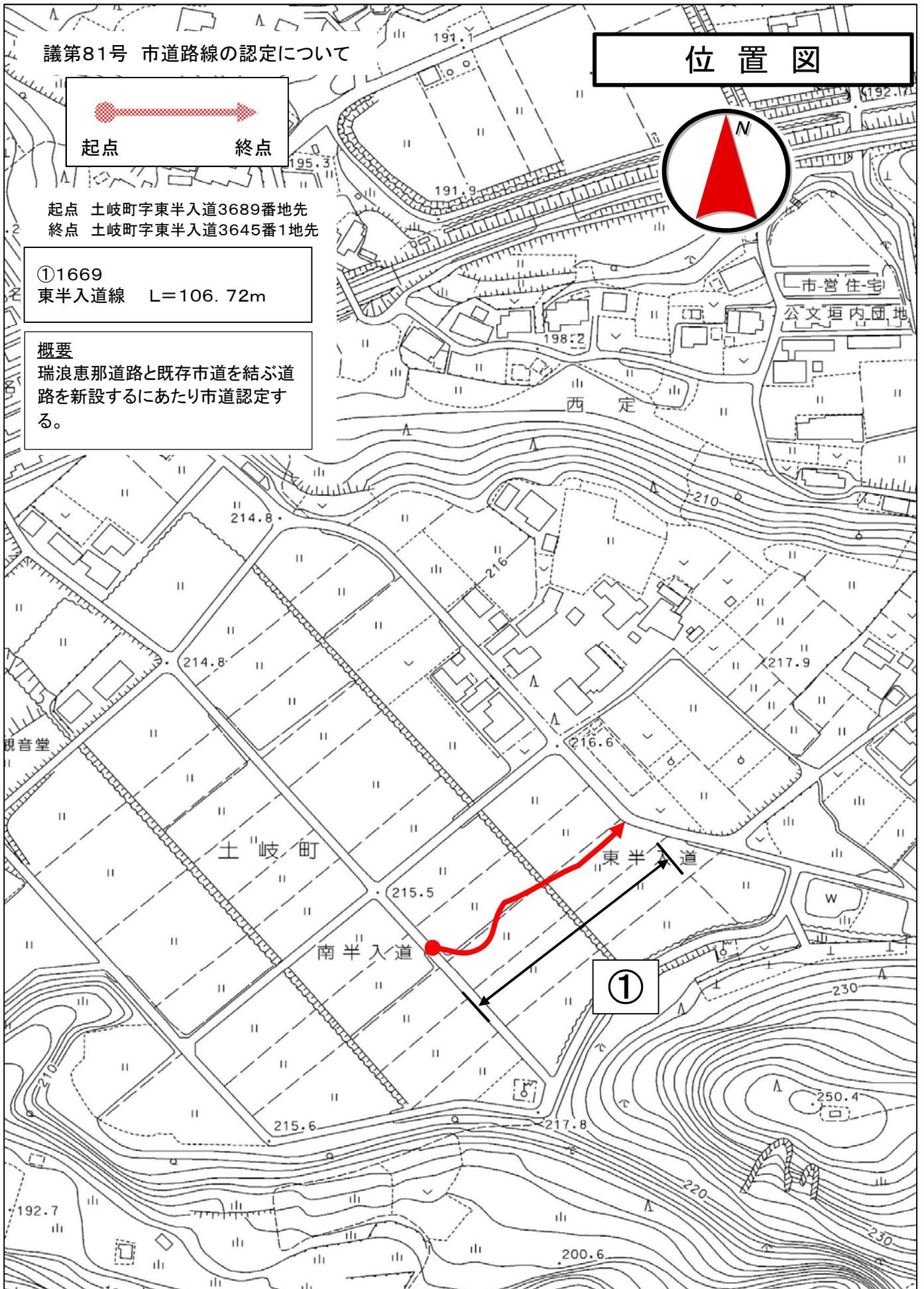
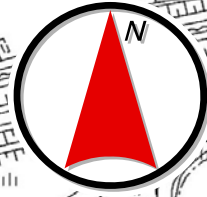
位置図



起点 土岐町字東半入道3689番地先
終点 土岐町字東半入道3645番1地先

①1669
東半入道線 L=106.72m

概要
瑞浪恵那道路と既存市道を結ぶ道路を新設するにあたり市道認定する。



議第 8 7 号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

略 歴

氏名 (ふりがな)	まきの よしあき 牧 野 義 昭
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	無職
学 歴	静岡大学工学部 卒業
経 歴	昭和 4 6 年 4 月 日本電気株式会社 勤務 昭和 5 3 年 9 月 日本電気株式会社 退職 昭和 5 3 年 1 0 月 瑞浪市農業協同組合 勤務 平成 9 年 4 月 合併により陶都信用農業協同組合 勤務 平成 2 5 年 1 2 月 陶都信用農業協同組合 退職 現在に至る
備 考	平成 2 4 年 1 2 月 固定資産評価審査委員会委員 (1 期目) 平成 2 7 年 1 2 月 固定資産評価審査委員会委員 (2 期目) 現在に至る